

物件目録

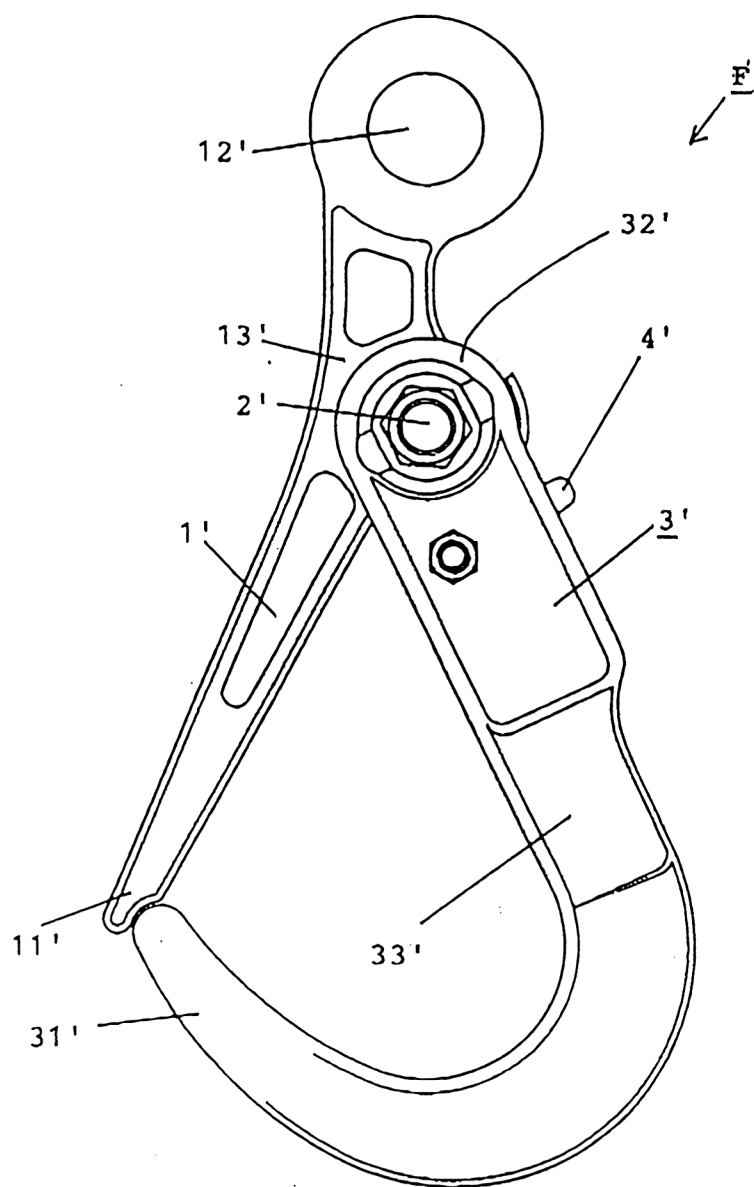
- (i) フックを支持するためのフック支持体であって、その先端部に一体的に設けられた脱落防止部、及びその後端部に一体的に設けられたワイヤー固定部を有するフック支持体、
- (ii) 前記フック支持体に回動自在に支持されるフックであって、その後端部が二股構造であり、該二股構造の空間内に前記フック支持体の略中央部を遊嵌し、かつ、前記フックの後端部と前記フック支持体の略中央部を貫通する接合ピンを介して前記フック支持体の略中央部に回動自在に配設されたフック、
- (iii) 前記フック支持体の脱落防止部と前記フックの先端部とが略当接関係にあるとき、この配置関係を維持する（ロックする）ための前記フックの後端部の二股空間内に配設されたロック、及び、
- (iv) 前記フックと前記フック支持体は、両部材のロック状態がロックの操作により解除され、前記フックが前記フック支持体の脱落防止部に対して反転回動されたとき、
 - (v) -1. 前記フック支持体の脱落防止部は、前記フックの先端部の内側及び前記フックの後端部の内側に接して描いた仮想略平行線の内側に存在しないように配設され、かつ、
 - (v) -2. 前記フック支持体のワイヤー固定部の中心と前記接合ピンの中心を結ぶ線分と、前記仮想略平行線とが略平行になるように配設されたものである、
- (V) ことを特徴とする重量物吊上げ用フック装置。

被 告 製 品 説 明 書

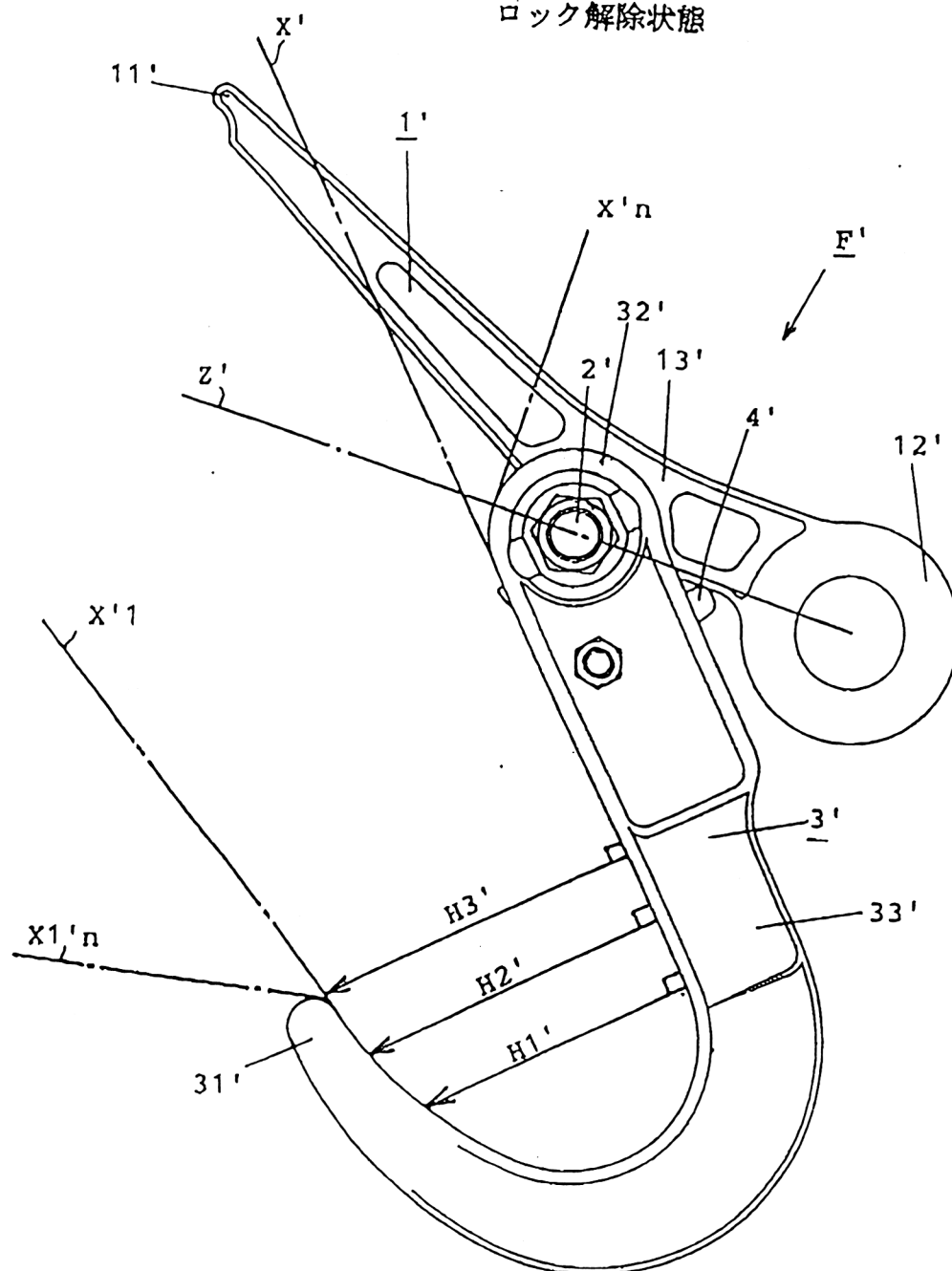
吊上装置のワイヤー先端部に取付けられ、重量物を吊上げるためのフック装置(F')であって、該フック装置(F')は、

- (i) 先端部に脱落防止部(11')、後端部にワイヤー固定部(12')を有するフック支持体(1')、
- (ii) フック(3')の後端部(32', 32'')は、二股構造であって、フック背部(33')からストレートに伸び、フック(3')の先端部(31')は若干内側に湾曲するとともに後端部(32', 32'')に対して次第に離間する方向に伸び、前記後端部(32', 32'')の二股構造の空間内に前記フック支持体(1')の略中央部(13')が接合ピン(2')にて貫通され、かつ、前記フック(3')の後端部(32', 32'')と前記フック支持体(1')の略中央部(13')を貫通する接合ピン(2')を介して、前記フック支持体(1')の略中央部(13')に回動自在に配置されたフック(3')。
- (iii) 前記フック支持体(1')の脱落防止部(11')と前記フック(3')の先端部(31')が略当接関係にあるとき、この配置関係を維持する(ロックする)ための前記フック(3')の後端部(32', 32'')の二股空間内に配設されたロック(4')、および、
- (iv) 前記フック(3')と前記フック支持体(1')は、前記フック(3')が前記ロック(4')のロックが解除されて、前記フック(3')が前記フック支持体(1')の脱落防止部(11')に対して反転回動されたとき、
 - (iv)-1 フック(3')の開口内面、すなわちフック背部(33')から後端部(32', 32'')にかけての内側に接して引いた線分(X')およびフック(3')の先端部(31')の内側に接して引いた線分(X1')は、たがいに離間する方向(換言すれば、線分(X')からフック(3')の先端部(31')の内側に下した垂線(H1')(H2')(H3')が次第に拡大する方向)をとり、かつ、
 - (iv)-2 脱落防止部(11')は線分(X')(X1')内に入り込み、ワイヤー固定部(12')の中心と接合ピン(2')の中心とを結ぶ線分(Z')は、線分(X')と交差するようになっている。

ロック状態

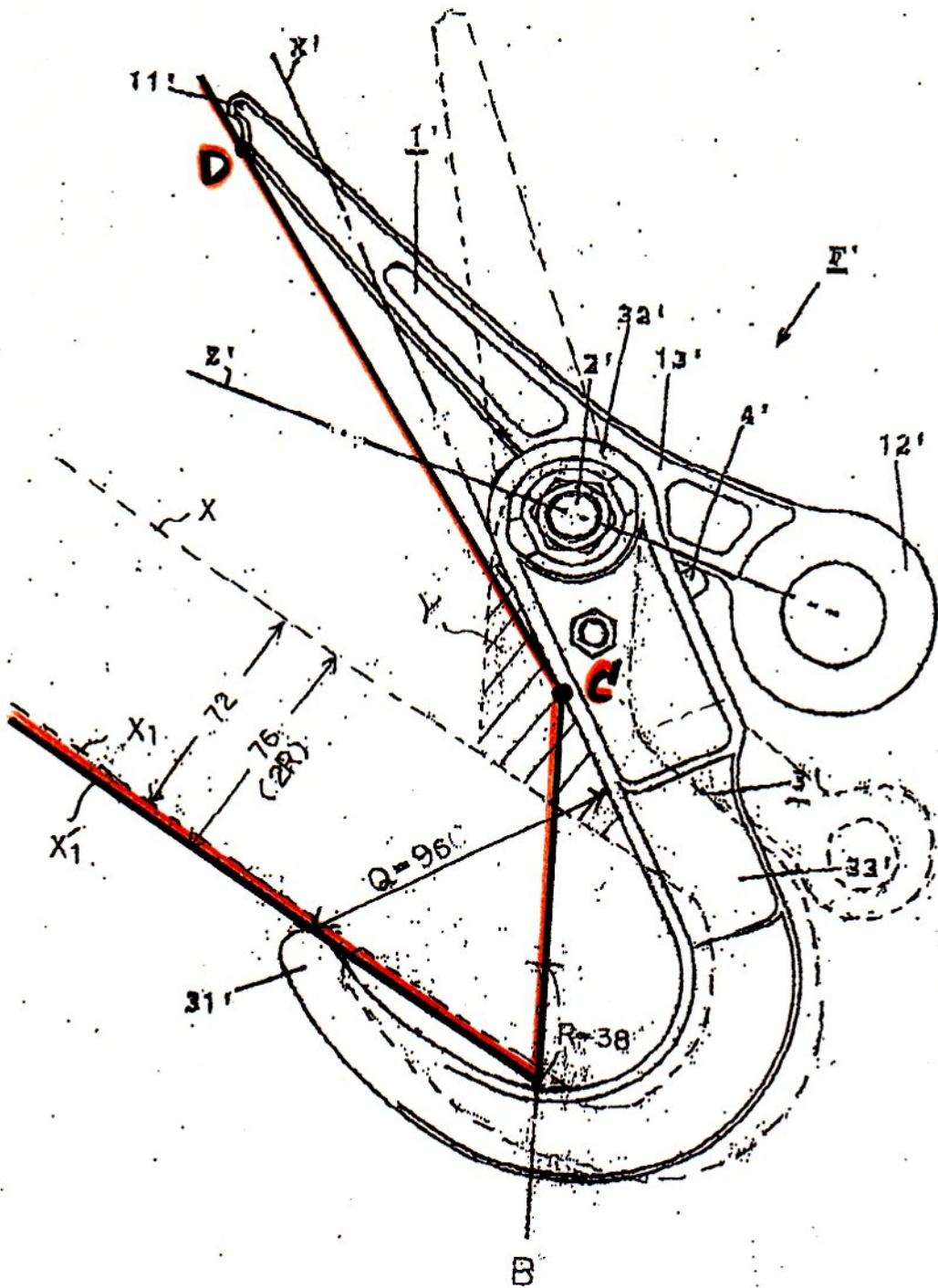


ロック解除状態



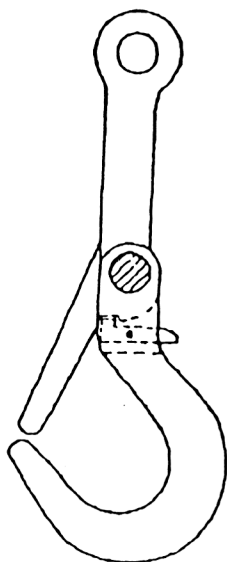
$$H3' > H2' > H1'$$

本件特許発明と被告製品の比較図



(別紙)

参考第 1 図



参考第 2 図

